

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年9月26日（月） 第9434号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定（482）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（2件）（483・484）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（485）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（技術企画課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和4年6月30日付鳥取県条例第24号中訂正・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社シニアリビング・ライフ	米子市安倍200-1	いきいき居宅介護支援事業所上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	令和4年9月7日

鳥取県告示第483号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字灘中屋敷東3437の23・3437の26・3437の30・3437の33・字上灘屋敷東3610の17・3610の19（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字灘中屋敷東3437の23・3437の26・3437の30・3437の33・字上灘屋敷東3610の17・3610の19（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

公衆の保健

（3）解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第484号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字京野244の6

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第485号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月26日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 委託の相手
株式会社米子木材市場
- 2 委託期間
令和4年8月8日から令和5年3月31日まで

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和4年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 令和5年2月2日（木）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 令和5年2月2日（木）午後1時から
- 2 試験の場所
倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 試験科目及び配点
 - (1) 水産食品の衛生に関する知識（100点）
 - (2) ふぐに関する一般知識（400点）
 - (3) ふぐ処理の実技（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）（200点）
- 4 受験願書の受付期間
令和4年11月18日（金）から同年12月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
次の所属のうち住所地を管轄するもの（以下「保健所」という。）に提出すること。
鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）
鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）
鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課（〒683-0054 米子市鞆町一丁目160）
なお、県外に住所地を有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）に提出すること。
くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）
- 6 受験願書の添付書類
 - (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメー

トルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)

(2) 受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書

7 受験手数料等及びその納付方法

次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。

(1) 受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付すること。なお、既納の手数は、原則還付しない。

(2) 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。なお、納付がない場合は、受験を認めない。

8 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出さないものとする。

9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和5年2月16日(木)に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>)に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

10 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満である者又はふぐに関する一般知識の得点が120点未満である者は、不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、ふぐの処理(ふぐの種類鑑別)の得点が60点以上かつふぐの処理(毒性臓器鑑別)の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣、精巣又は肝臓の正確な鑑別ができていない場合

イ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

11 その他

(1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したときは、合格を取り消す。

(2) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所(鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。)に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

(3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者(鳥取県内に勤務先を有する者を除く。)からの受験を断る場合がある。

なお、受験を断った場合は既納の手数を還付する。

(4) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7211)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県土木積算システム改修業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和4年8月23日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 124,185,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に関連して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部技術企画課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

令和4年6月30日付鳥取県公報号外第49号の鳥取県条例第24号（鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 6

誤 平成12年条例第37号

正 平成12年鳥取県条例第37号

頁 5

欄 改正後及び改正前の欄

行 下から18

誤 (319)

正 (318の2)・(319)